

資料4 パブリックコメントを踏まえた修正（新旧対照表）

修正前	修正後	パブリックコメント提出意見 (要旨)
<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 (略) 第3節 津波被害防止対策の推進 (略) 第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策 【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、区役所】 (略) 10 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置 市（危機管理室・区役所）は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、<u>具体的に</u>居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 水害予防対策の推進 (略) 第4 水害減災対策の推進 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】 (略) 2 洪水・高潮リスクの開示 (略) (2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用 (略) 市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、浸水想定区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害の拡大の抑止 (略) 第3節 都市の防災機能の強化 (略) 市及び府は、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の</p>	<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 (略) 第3節 津波被害防止対策の推進 (略) 第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策 【危機管理室、建築都市局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会、区役所】 (略) 10 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置 市（危機管理室・区役所）は、南海トラフ巨大地震対策に関する相談窓口を設置する等、居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識を得るための体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 水害予防対策の推進 (略) 第4 水害減災対策の推進 【近畿地方整備局、府、危機管理室、建設局、上下水道局、消防局】 2 洪水・高潮リスクの開示 (略) (2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用 (略) 市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、浸水想定区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努め、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル3で「避難に時間のかかる高齢者や障害者は危険な場所から避難」、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」、警戒レベル5で「命の危険 直ちに安全確保」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害の拡大の抑止 (略) 第3節 都市の防災機能の強化 (略) 市及び府は、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移</p>	<p>南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口は設置されるのか。「具体的な知識を得る体制整備」ということは理解できるが、本文の言い回しが分かりにくい。</p> <p>洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用に関する内容で、警戒レベル3に関する記述がないのはなぜか。土砂災害の情報周知には記載があるため合わせるべきではないか</p> <p>都市の防災機能強化の文面において、市が市町村に対して働きかける内容となっているが、修正の必要はないか。</p>

修正前	修正後	パブリックコメント提出意見 (要旨)
<p>促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強い都市の形成を図る。</p> <p>また、都市形成・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけ、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、都市整備における安全性の確保を促進するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 (略) 第9 防災教育 【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】 1 市民に対する防災教育</p> <p>(1) 市民等に対する教育、啓発の実施</p> <p>市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うものとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、男女共同参画の視点を取り入れ、地域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な防災教育、啓発を行うものとする。</p> <p>① 防災に関する一般的な知識（特に地震、津波に関する知識） (略)</p> <p>⑦ 男女のニーズの違いを踏まえた避難生活に関する知識</p> <p>⑧ 平素住民が実施しうる家庭内対策の内容（特に生活必需品の備蓄） 特に、津波災害に関する知識の普及・啓発については、次のことを徹底する。</p> <p>⑨ 津波警報・大津波警報が発表されたときはすぐに避難すること</p> <p>⑩ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、JR阪和線为目标に、東の高い所へ徒歩で避難すること</p> <p>⑪ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、逃げ遅れた方、大急ぎで逃げるのが困難な方は、津波避難ビルなど高い所へ避難すること</p> <p>(略)</p> <p>災害応急対策 地震・津波編 (略) 第2章 応急復旧期の活動 (略) 第2節 指定避難所の開設・運営</p>	<p>転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強い都市の形成を図る。</p> <p>また、都市形成・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成し、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定<u>するこ</u><u>とで</u>住宅を安全な立地に誘導するなど、都市整備における安全性の確保を促進するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 (略) 第9 防災教育 【危機管理室、市民人権局、区役所、教育委員会、各施設管理者】 1 市民に対する防災教育</p> <p>(1) 市民等に対する教育、啓発の実施</p> <p>市（危機管理室・区役所）は、防災教育、啓発は、地域の実情に応じて行うものとし、より具体的な方法により、自助努力を促し、男女共同参画の視点<u>や要配慮者への支援の観点</u>を取り入れ、地域防災力の向上を図ることも留意しながら、次の実践的な防災教育、啓発を行うものとする。</p> <p>① 防災に関する一般的な知識（特に地震、津波に関する知識） (略)</p> <p>⑦ 男女のニーズの違いを踏まえた避難生活に関する知識</p> <p>⑧ <u>要配慮者への支援に関する知識</u></p> <p>⑨ 平素住民が実施しうる家庭内対策の内容（特に生活必需品の備蓄） 特に、津波災害に関する知識の普及・啓発については、次のことを徹底する。</p> <p>⑩ 津波警報・大津波警報が発表されたときはすぐに避難すること</p> <p>⑪ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、JR阪和線为目标に、東の高い所へ徒歩で避難すること</p> <p>⑫ 地震発生後、津波が到達するまでの約100分間に、逃げ遅れた方、大急ぎで逃げるのが困難な方は、津波避難ビルなど高い所へ避難すること</p> <p>(略)</p> <p>災害応急対策 地震・津波編 (略) 第2章 応急復旧期の活動 (略) 第2節 指定避難所の開設・運営</p>	<p>市民に対する防災教育の中に要配慮者の内容が全く書かれていない。</p> <p>指定避難所の管理、運営の留意点において、混乱を招かないための避難者心得の掲示とあるが、それを守ることが難しい障害者児や子どもは避難所から排除するの</p>

修正前	修正後	パブリックコメント提出意見 (要旨)
<p>(略)</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】</p> <p>(略)</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府へ報告</p> <p>(2) <u>避難所運営に関する基本的ルール</u>の掲示及び伝達</p> <p>(略)</p>	<p>か。</p> <p>※p426 風水害 第2章第14節 第2-2- (2) には前回のパブコメを受けて文章を訂正してくれています。</p>